手　数　料　納　付　書

自動車登録番号又は車台番号		所有者又は使用者の氏名又は名称		フリガナ 申請人(請求者)又は申請代理人の氏名	連絡先：

□ 新規登録・新規検査		□ 変更登録 □ 自動車検査証記入(構造等変更検査)	□ 移転登録	□ 一時抹消登録	□ 一時抹消登録後の届出	□ 自動車検査証返納証明書	□ 登録事項等証明書 □ 検査記録事項等証明書
型式指定車	型式指定車以外						
① 譲渡証明書 完成検査終了証 (電子情報) ② 印鑑証明書 ③ 委任状 ④ 保管場所証明書 (適用地域) ⑤ 自賠責保険証明書 ⑥ その他 登録手数料　円 検査手数料　円	① 譲渡証明書 ② 登録識別情報等通知書 (一時抹消登録証明書) ③ 保安基準適合証 ③ 限定自動車検査証 ③ 限定保安基準適合証 ③ 自動車検査票 ③ 自動車予備検査証 ④ 印鑑証明書 ⑤ 委任状 ⑥ 保管場所証明書 (適用地域) ⑦ 自賠責保険証明書 ⑧ その他 登録手数料　円 検査手数料　円 審査手数料　円	① 原因を証する書面 ② 委任状 ③ 保管場所証明書 (適用地域) ④ その他 ⑤ 自動車検査証 ⑤ 限定自動車検査証 登録手数料　円 検査手数料　円 審査手数料　円 **□ 更正登録** ① 原因を証する書面 ② 委任状 ③ 自動車検査証	① 譲渡証明書 ② 印鑑証明書 新・旧所有者 ③ 委任状 ④ 保管場所証明書 (適用地域) ⑤ その他 ⑥ 自動車検査証 登録手数料　円 **□ 番号変更** ① 委任状 ② 自動車検査証 **□ 輸出抹消仮登録** ① 印鑑証明書 ② 委任状 ③ その他 ④ 自動車検査証 登録手数料　円 自動車損害賠償責任保険証明書 □ 提示	① 印鑑証明書 ② 委任状 ③ その他 ④ 自動車検査証 登録手数料　円 **□ 永久抹消登録** ① 印鑑証明書 ② 委任状 ③ その他 ④ 自動車検査証 ※重量税還付を伴う場合 ①還付申請の委任状 ※受領権限を委任する場合 ①受領権限の委任状 **□ 所有者変更記録** ① 原因を証する書面 ② 登録識別情報等通知書 (一時抹消登録証明書) ③ 委任状 ④ その他	**□ 解体の届出** **□ 滅失・用途廃止** **□ 輸出予定届出** ① 登録識別情報等通知書 (一時抹消登録証明書) ② 委任状 ③ その他 手数料　円 ※重量税還付を伴う場合 ①還付申請の委任状 ※受領権限を委任する場合 ①受領権限の委任状 **□ 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納届出** ① 輸出抹消仮登録証明書 ① 輸出予定届出証明書 ③ 委任状 手数料　円	① 自動車検査証 ② 委任状 手数料　円 **□ 自動車検査証再交付** **□ 検査標章再交付** **□ 限定自動車検査証再交付** ① 紛失の理由書 (自動車検査証の紛失等の場合) ② 自動車検査証 (検査標章再交付の場合) ③ 委任状 手数料　円 **□ 予備検査** ① 自動車検査票 ① 保安基準適合証 ① 限定保安基準適合証 ① 限定自動車検査証 検査手数料　円 審査手数料　円	□ 運転免許証 □ 健康保険証 □ 住民基本台帳カード □ その他 (　　) 合計　両 手数料　円

印紙貼付欄	申請書		自動車重量税還付不要	調査結果通知書(事前確認)	調査依頼書(審査時)
登録手数料　検査手数料	第1号様式	第10号様式	申請人又は申請代理人の署名又は押印 ※永久抹消登録、解体届出時に自動車重量税還付が不要である場合	運輸支局長殿 自動車検査登録事務所長殿 □ 疑義なし □ 疑義あり　□ 調査保留	独立行政法人自動車技術総合機構 検査部長殿 **調査結果通知書** 運輸支局長殿 自動車検査登録事務所長殿 □ 疑義なし □ 疑義あり　□ 調査保留 **調査結果確認印**
	第2号様式	第　号様式			
	第3号様式	第　号様式			
	第3号様式の2	第　号様式			
	第3号様式の3	第　号様式			

経由印	受付印	登録番号標等返納確認印

使用の本拠の位置(営業車の場合)	(市・町・村)	(使用者住所に同じ)

新番号標の区分	一般　・　字光式

※調査の結果、疑義あり又は調査保留の場合は調査結果通知書を添付する。

備考 (1) 申請の種別に応じて当該箇所をマークしてください。
(2) 新規登録、新規検査及び予備検査の申請に使用する場合は、車台番号を記入してください。
(3) 登録(検査記録)事項等証明書の交付を請求する場合において、請求に係る自動車が3両以上の場合、その自動車登録番号(車両番号)を登録事項等証明書等欄に記載してください。
(4) 各欄に掲げる書面のうち同一の数字で示されたものについては、いずれか2つ又はその内の組み合わせが提出・提示書類として必要であることを示します。
(5) 各欄に掲げる書面の他、必要に応じて書面を求める場合があります。